

平成 22 年 5 月 12 日

連 絡 先	
監査委員事務局	
担当者	
定期監査	市川
電話	224-2923
行政監査	池田
電話	224-2924

資 料 提 供 に つ い て

1 発表事項

平成 21 年度定期監査結果及び行政監査「重点事業」結果に基づき取り組んだ状況（講じた措置）について

2 発表内容

平成 21 年度定期監査結果及び行政監査「重点事業」結果に基づいて、知事、委員会等が取り組んだ状況（講じた措置）を公表します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 21 年度に実施した監査 について、知事、委員会等から、その結果に基づいて平成 22 年 3 月までに取り組んだ状況（講じた措置）が監査委員に通知されましたので、同条第 12 項の規定に基づき、平成 22 年 5 月 13 日付け三重県公報により公表するものです。

定期監査では部局、県民センター、地域機関など 236 箇所を対象に、また、行政監査「重点事業」では「県民しあわせプラン」戦略計画に定められている重点的な取組の中の 11 重点事業を対象にして監査を行いました。これらの結果は、平成 21 年 11 月 11 日付け三重県公報で公表しています。

3 取組の状況（講じた措置）

（ 1 ）定期監査に係るもの

事業の執行や財務など、監査委員が指摘した 201 件について、「概ね対応済み」が 104 件（構成比 51.7%）、「改善に着手」が 63 件（同 31.4%）、「検討に着手」が 34 件（同 16.9%）、「検討予定」及び「取り組んでいない」に該当する報告はありません。検査結果に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合）は 83.1%となっています。

取組状況（講じた措置）の例については、P3 以降に示しています。

(全体)

項目	概ね 対応済み	改善に 着手	検討に 着手	検討 予定	取り組ん でいない	計
事業意見	1	45	14			60
財務関係意見	103	18	20			141
合計	104	63	34			201
構成比(%)	51.7%	31.4%	16.9%			100.0%

- (注) 概ね対応済み : 概ね改善を終えたもの。
改善に着手 : 改善に取り組み、引き続き改善しているもの。
検討に着手 : 改善に向けて検討がなされているもの。
検討予定 : これから改善に向けて検討しようとしているもの。
取り組んでいない : 監査結果に対応する取組がなされていないもの。

(2) 行政監査「重点事業」に係るもの

平成21年度対象の11重点事業における意見18件のうち、「概ね対応済み」が1件(構成比5.5%)、「改善に着手」が7件(同38.9%)、「検討に着手」が7件(同38.9%)、「検討予定」が3件(同16.7%)であり、監査に対する改善率(「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合)は44.4%となっています。

取組状況(講じた措置)については、P13以降に示しています。

(3) 今後の対応

平成21年度の監査結果に対する今後の取組状況については、平成22年度定期監査のなかで、引き続き検証していきます。

(参考)

1 定期監査にかかるもの

(1) 部局、各種委員会等の個別意見に対する取組状況（講じた措置）の例

概ね対応済み

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>長期債務の借換と繰上償還（企業庁）</p> <p>高金利企業債等の借換や繰上償還により、長期債務にかかる支払利息が将来に渡って、水道事業で約114億7,300万円、工業用水道事業で約60億4,400万円軽減されているが、工業用水道事業においては、水道事業に比べ、高金利企業債や水資源機構割賦負担金の残高が多いため、国及び水資源機構に対し、引き続き借換や繰上償還を積極的に要望されたい。</p>	<p>工業用水道事業では、水資源機構割賦負担金の支払利息を軽減するため、平成21年9月に6億1,000万円余の繰上償還を実施しており、今後、約1億2,000万円の支払利息が軽減される見込です。</p> <p>また、平成22年度以降の水資源機構割賦負担金の繰上償還について、要望の結果、平成22年度は12億4,700万円の内示があり、実施する予定です。</p> <p>工業用水道事業の企業債については、資本費要件等から公的資金補償金免除繰上償還制度の対象外となっているため、資本費要件等の緩和及び期間延長を要望してきたところ、平成22年度から3年間、公的資金補償金免除繰上償還制度の実施が延長されることとなりました。延長後の繰上償還制度の対象要件等について、詳細な内容がわかりしだい適切に対応していきます。</p>

改善に着手

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>地籍調査の促進（政策部）</p> <p>本県の地籍調査実施率は平成20年度末7.74%で、全国平均約48%よりも著しく低い。地籍調査は多大な経費と市町の人的負担を伴うため、急速な進展は望めない状況にあるが、調査の進展により民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の推進などが期待できる。県の施策の副指標である「地籍調査の実施市町数」は、20年度目標値20市町に対し、実績値18市町で目標を達成していないので、休止、未着手市町の解消に努めるとともに、様々な手法により市町への支援を行うなど目標達成に向け地籍調査の促進を図られたい。</p>	<p>休止、未実施市町の市町長・副市町長等と面談を行い、早期に事業実施いただくよう働きかけるとともに、市町担当者の負担軽減を図るため、公図と登記簿の取得・突合作業等の業務を行う「地籍調査促進緊急雇用創出事業」を実施しました。</p> <p>その結果、平成22年度から、1市1町が事業に着手し、20市町となる見込みです。</p> <p>休止、未実施市町に対して地籍調査の必要性や効果を説明し、実施市町へも事業規模の拡大に向けた働きかけを引き続き行います。</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>県税等の未収金対策（総務部）</p> <p>平成 20 年度末における県税等（加算金を含む）の収入未済額は 70 億 6,702 万 5,836 円（対前年度比 108.5%）であり、前年度に比べて 5 億 5,653 万 6,430 円増加し、依然として多額にのぼっている。</p> <p>特に、県税の収入未済額のうち 72.0%（前年度 64.2%）が個人県民税の収入未済であり、金額及び全体に占める割合とも前年度から大きく増加している。また、個人県民税については、徴収率も全国順位が 36 位と低位であり、県税の徴収における大きな課題となっている。</p> <p>今後も、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、併任職員の派遣や個人住民税の特別徴収の加入促進など、三重県地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援により、市町等と連携を密にして、税収確保に努められたい。</p> <p>なお、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況把握をするとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、更なる回収に努められたい。</p>	<p>「個人県民税対策班」を設置し、県税事務所で行われる対策の進捗管理、計画的な実施、総合調整等を実施しました。</p> <p>個人住民税の直接徴収について、県税事務所が中心となって地方税法第 48 条に基づき、管内市町の滞納案件の引き継ぎ、県と市町と協働で滞納処分を実施しました。</p> <p>企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に支払う「特別徴収」への加入を進める研究会を設置し、県内各事業所に対し、特別徴収の法的要件について周知徹底を図りました。</p> <p>高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、「特別徴収機動班」を中心として、機動的に滞納整理を実施しました。</p> <p>平成 22 年度も、引き続き「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携して滞納処分を強化して取り組むとともに、「三重地方税管理回収機構」との連携強化のため、同機構に職員を派遣するなどの支援に取り組めます。</p> <p>また、新たに県と市町がこれまで以上に協働して個人住民税対策に取り組むことができるように「個人住民税特別滞納整理班」を設置し、各種の取組を進めます。</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>介護サービス基盤の整備促進（健康福祉部）</p> <p>介護サービスの基盤整備については、市町等が設定した利用者見込み数を積み上げて策定した「三重県介護保険事業支援計画」に基づき進めることとしているが、介護報酬の引き下げによる経営不安や介護人材不足等から、施設整備を検討する法人が減少したことなどにより、特別養護老人ホーム等の整備が目標に達していない。</p> <p>高齢者がそれぞれの状況に応じたサービスを受けることができるよう、国の「緊急雇用・経済対策の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」などを活用し、市町と連携し計画に基づき介護サービス基盤の整備を図られたい。</p>	<p>平成21年度は、「第5次三重県高齢者福祉計画・第4期三重県介護保険事業支援計画」に基づき、老人保健福祉施設の整備に対して補助金を交付し、特別養護老人ホーム2圏域2施設80床、老人保健施設1圏域1施設90床の整備に対し支援を行いました。</p> <p>平成22年度の施設整備については、特別養護老人ホーム360床、介護老人保健施設150床を整備対象として選定しました。</p> <p>今後も、介護サービス基盤の整備について、同計画に基づき支援を行うこととし、市町が行う地域密着型介護基盤の整備については、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、引き続き支援していきます。</p> <p>また、介護職員処遇改善交付金事業、介護雇用プログラム緊急雇用創出事業などの介護人材確保対策を実施し、施設整備を行いやすい環境の整備に努めます。</p>
<p>浄化槽の法定検査（環境森林部）</p> <p>社団法人三重県水質保全協会において、検査依頼を受けながら法定期間内に検査を実施していない事例が発覚した。当該団体に対して是正指導を行っているが、再発防止に向けた改善策を早期に確立し、着実に履行するよう強く指導されたい。</p> <p>また、浄化槽法定検査の結果、不適正とされた比率が21.6%と全国比率4.4%に比べ高くなっているため、市町や関係機関との連携により、浄化槽の適正な維持管理の徹底を図られたい。</p>	<p>検査の未実施など不適切な業務の実態を調査し、原因究明と是正について文書勧告を行ったほか、立入検査により是正状況の確認を行いました。</p> <p>指定検査機関に対しては、適正かつ確実な検査業務が実施されるよう、厳正に指導していきます。</p> <p>浄化槽の適正な維持管理については、保守点検業者の関わりが重要であることから、講習会を地域ごとに実施し、資質向上及び取組の促進を図りました。</p> <p>今後も、浄化槽の清掃、保守点検、法定検査の確実な実施について、市町と連携し、周知啓発を実施していきます。</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>土地改良施設の譲渡（農水商工部）</p> <p>県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用・排水路等の土地改良施設については、平成18年度末に3ヶ年計画（19～21年度）を策定し、予定管理者である当該市町及び土地改良区に譲渡を進めているが、20年度末現在で190地区が未譲渡となっており、計画どおり進捗していない。引き続き、早期に譲渡できるよう計画的に進められたい。</p>	<p>各地域機関の担当者と連携を図り、平成18年度に作成した未譲渡カルテの点検を行い、未譲渡解消に向けて取り組みました。</p> <p>また、地域機関と個別協議を行い、平成21年度の目標達成に向けての取り組みの強化と第2次3ヶ年の譲渡処理計画を作成し、平成21年度目標である44件を処理しました。</p> <p>引き続き、各地域機関と連携し、譲渡処理の促進に努めていきます。</p>
<p>漁業協同組合の経営基盤の強化と合併促進（農水商工部）</p> <p>漁業協同組合の経営基盤の強化のため、平成21年7月に漁協組織改革推進本部会議において、県1漁協の推進（最終目標：26年度）の再確認がなされ、また、外湾地区の漁協合併については、21年度中に外湾地区漁協合併推進協議会に参加している12漁協の先行合併に向け取り組んでいる。</p> <p>引き続き、関係団体等との連携を図りながら合併の支援等に一層取り組まれたい。</p>	<p>合併推進協議会では、合併基本計画を策定し、組合員に対する合併参加への合意形成を進めました。</p> <p>県においても、当協議会に参加し、合併の早期実現のため、指導・助言を行なうとともに、合併漁協の自立支援事業を実施しました。</p> <p>志摩市から尾鷲市の12漁協が合併し、平成22年2月1日に「三重外湾漁業協同組合」が設立されました。</p> <p>三重外湾漁協は、欠損金の解消に向け、取り組むこととしており、県としても、引き続き支援を実施するとともに、県1漁協の実現に向け、指導・助言を行ってまいります。</p>
<p>土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定（県土整備部）</p> <p>土砂災害警戒区域の指定について、平成20年度末現在、県内の土砂災害危険箇所16,208箇所のうち、土砂災害警戒区域の指定は92箇所であり、区域の指定が大幅に遅れており、土砂災害危険箇所に対する区域指定の割合は、全国最下位となっている。また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定については、未だされていない。区域指定のための基礎調査を実施しているところであるが、引き続き、着実に基礎調査を進めていくとともに、今後、区域指定にあたっては、危険性や区域指定の必要性について住民及び市町の理解を得て、早急に実施されたい。</p>	<p>平成21年度は、区域指定を行うための基礎調査を津市、松阪市、伊賀市、熊野市、大台町の一部（約330箇所）において実施しました。</p> <p>また、大台町内の平成19年度に基礎調査を実施した箇所を土砂災害警戒区域（429箇所）と土砂災害特別警戒区域（395箇所）に指定しました。平成21年度の指定により、土砂災害警戒区域指定箇所数は521箇所となり、また、土砂災害特別警戒区域は今回初めて指定に至りました。</p> <p>新たに土砂災害警戒区域等の指定を行うために、関係市町及び地域住民に土砂災害の危険性や区域指定の必要性等の説明を行い、理解と協力を求め、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>法令遵守等の徹底（教育委員会）</p> <p>公立小中学校及び県立学校等において、毎年度、教職員の懲戒処分が発生している。</p> <p>公教育に対する県民の信頼を確保するため、引き続き、教職員に法令及び服務規律の遵守の徹底を図り、再発防止に努められたい。</p>	<p>教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。</p> <p>本年度の取組内容を継続して実施し、綱紀粛正及び服務規律の確保についてねばり強く取り組むことで規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。</p>
<p>学力及び体力・運動能力の向上（教育委員会）</p> <p>「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、全国平均を下回っている項目が多くあるので、内容の分析を進め、児童生徒の強み、弱み等を的確に把握したうえで、関係機関との連携を密にし、より一層、授業改善のための研究や、指導方法・評価方法の工夫改善の支援等を充実させるなど、学力及び体力・運動能力の向上を図られたい。</p>	<p>「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく分析と活用を図り、児童生徒の学力及び体力・運動能力の向上を推進する会議や研究協議会の開催、市町等における取組等の普及・啓発を行いました。</p> <p>その結果、学力及び体力向上のための国や県の推進・実践研究事業を実施する市町や学校数が増えました。</p> <p>引き続き、今までの取り組みを検証した結果に基づいて効果的な活用を図るとともに、県内の学校における学力や体力・運動能力の向上のための取組を支援していきます。</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>警察活動基盤の強化と犯罪の抑止 （警察本部）</p> <p>平成 20 年の刑法犯検挙率は 26.2%であり、前年と比べて 5.2%低下しているのを、地域との連携をより密にし、犯罪の抑止と検挙率の向上により一層取り組まれない。</p> <p>また、団塊の世代の大量退職が進む中、これまで培ってきた捜査技術・手法を次世代へ確実に継承し、警察の組織能力を維持、向上させるなど警察活動基盤の強化を図られたい。</p>	<p>捜査支援システムを平成 21 年度当初予算及び補正予算で計 4 基の整備を行いました。</p> <p>また、技能指導官や捜査技能伝承官として再雇用したベテラン捜査員等による伝承教養等を実施し、若手警察官を中心に捜査技能・知識の向上を図りました。</p> <p>このように警察活動基盤の強化を図りましたところ、平成 21 年中の刑法犯検挙状況は、検挙人員では 3,579 人と、前年に比べ 34 人増加したこと等により、刑法犯認知件数が前年に比べ増加したため、検挙率は 25.9%と、前年に比べ 0.3P 減少しました。</p> <p>引き続き、捜査支援システムの整備に取り組み、捜査技術・手法の継承など警察活動基盤の強化を図り、犯罪抑止及び検挙の向上を図ります。</p>

検討に着手

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>危機管理に係る職員の意識醸成 （防災危機管理部） 平成 20 年度（2008 年度）実施の職員危機管理意識調査の結果によると、第二次戦略計画の基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は 74.6%であり、2008 年度目標値である 85.0%とは、10.4 ポイントの乖離がある。</p> <p>また、危機管理に係るデータベースの内、「ヒヤリハット事例集」については、近年、新規の投稿が少なく、アクセス数も低調である。</p> <p>県政運営のマネジメントのベースである危機管理は、職員一人ひとりが日常業務の中で取り組むべきものであり、2010 年度目標値である 95%を達成するため、より一層職員の意識改善に取り組まれない。</p> <p>また、利活用の低調なデータベースについては、その原因を分析するとともに、システムの一層の利用促進を図りたい。</p>	<p>本年度から、「室長等危機管理研修」として、研修・訓練を実施するための技能を習得できる研修を行い、職員の危機意識の高揚と所属における危機管理の推進と危機対応能力の向上を図りました。</p> <p>その結果、危機意識に関する項目は総じて高いものの、「リスク対応度」については、74.2%と昨年度とほぼ同じ結果となり、目標値（90%）に比べてかなり低い状況にあります。</p> <p>特に対話の実施に関する設問で約 20%が行われていないと回答しています。</p> <p>引き続き、研修等を通じて職員の危機意識の高揚に努めるとともに、特にリスクについての「対話」が各所属で行われるよう、強く各部局に働きかけていきます。</p> <p>また、実態が調査結果に結びつくようなさらなる設問の工夫も行っています。</p> <p>「ヒヤリハット事例集」については、各部局に投稿及びデータベースの活用を積極的に働きかけた結果、17 件の新規投稿がありました。今後も、さらなる積極的な投稿及びデータベースの活用の促進に努めていきます。</p>
<p>高齢者の交通事故防止（生活・文化部） 交通事故の防止については、様々な取組により、平成 20 年において人身事故件数は 11,886 件で前年より 904 件減少し、交通事故死者数は 110 人で前年より 8 人減少、負傷者数も 15,608 人で前年より 1,349 人減少している。</p> <p>しかし、高齢者の死亡者は 1 人増加し、平成 20 年の三重県の人口に占める高齢者の割合 23.1%に対し、交通事故死者のうち高齢者の占める割合は 50.9%で全体の半数を超え、年々上昇している。</p> <p>今後、高齢社会の進展により高齢者が関与する事故の増加が予想されることから、高齢者の交通事故防止の取組について、より一層推進されたい。</p>	<p>「子どもと高齢者の交通事故防止」を重点に運動や、高齢者に対する啓発活動を行う交通安全活動指導員の育成などを目的とした「交通弱者の交通安全意識啓発事業」を実施しました。</p> <p>また、高齢運転者が第一当事者となる事故が増加していることから、「自動車運転免許証自主返納研究会」を設置して、制度導入の可能性等の研究をしているところです。</p> <p>その結果、平成 21 年度は、279 名の交通安全活動指導員を育成することができましたが、平成 21 年の高齢者の交通事故の割合は、昨年度に比べ増加しています。</p> <p>引き続き、啓発活動を実施するとともに、自動車運転免許証自主返納の研究も継続してまいります。</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>地球温暖化防止対策（環境森林部）</p> <p>三重県地球温暖化対策推進計画に定める目標について、温室効果ガス排出量を平成22年度までに基準年度である平成2年度比3%減（森林吸収含む）としているが、18年度の排出量は28,705千t（二酸化炭素換算）であり、基準年度の排出量と比べ8.8%増加している。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」を策定していない市町に対して計画の策定を支援するとともに、国の動向を踏まえ、目標を達成するために、排出抑制に向けた効果的な取組を推進されたい。</p>	<p>産業・業務部門においては、「企業連携によるCO2排出量削減促進事業」や中小企業を対象とした省エネ診断、M-EMS（三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム）の認証取得を進めました。</p> <p>家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動等を実施しました。</p> <p>また、市町に対しては、「地方公共団体実行計画」の策定支援を行いました。</p> <p>引き続き、産業・業務部門や家庭部門における取組を実施するとともに、「地方公共団体実行計画」の策定支援に取り組みます。</p>
<p>新道路整備戦略の着実な実施（県土整備部）</p> <p>新道路整備戦略については、平成19年度に前期5ヶ年の重点期間が終了したが、20年度末においても前期の重点整備箇所（243箇所376km）のうち未着手箇所が52箇所あるなど整備が遅延しており、さらに戦略計画の見直し作業も遅延している。</p> <p>国の政策の方向等情報の把握に努め、県財政への影響を分析して計画の見直しを行い、着実な整備の推進を図られたい。</p>	<p>新道路整備戦略では、社会、経済情勢や県民ニーズの変化に弾力的に対応するため、計画策定後5年が経過した時点で計画の見直しを行うこととしていますが、国において公共事業改革が打ち出されたことから作業を見合わせ、今後の道路整備の動向について情報収集に努めました。</p> <p>整備を推進した結果、平成21年度においては、4箇所が完成しました。このことにより、平成21年度末までに84箇所が完成し、引き続き、115箇所の整備を進めています。また、期間内着手箇所99箇所については、55箇所に着手しており、そのうち5箇所については既に完成しています。</p> <p>平成22年度予算案で、新たに社会資本整備に関する事業全般を対象とする『社会資本整備総合交付金（仮称）』が創設されることとなっていますが、制度の詳細は明らかになっていません。このため、この制度の情報収集に努めるとともに、地方の裁量により活用できる一括交付金化の動きも勘案して国の道路整備に関する方向性を確認し、県財政への影響を把握するとともに、県管理道路の整備のあり方を検討していくこととします。</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>水力発電事業の民間譲渡（企業庁）</p> <p>水力発電事業の民間譲渡については、平成 21 年 3 月に締結された「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」において、地域貢献への取組や、用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に取り組まれない。</p>	<p>「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」の合意内容に従い、設備・用地等の課題の解決に取り組むとともに、地域貢献の取組については、継続協議とされた項目を中心に協議しました。</p> <p>取組の結果、用地の課題については、用地境界確認が 97%まで進捗し、老朽設備の前倒し補修などの設備の課題については、譲渡までに終わるよう適切な改修計画を立て計画的に実施しました。</p> <p>また、地域貢献の取組については、中部電力(株)との協議を続けてきたものの、平行線の状態が続いています。</p> <p>一方、確認書締結後に、運転監視システムの整備等について、新たに中部電力(株)と協議を行う必要が生じたため、協議を始めました。</p> <p>協議の結果、確認書締結後の新たな課題については、中部電力(株)の運転監視システムの整備に 3～4 年程度必要であることから、その期間に合わせて譲渡時期を平成 22 年度末から平成 25～26 年度末に延期することとしました。</p> <p>引き続き、中部電力(株)や関係機関との協議を進め、譲渡譲受に関する基本的な事項について、中部電力(株)と早期に合意できるよう取り組みます。</p>

監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>新たな経営計画の策定及び医療スタッフの安定確保（病院事業庁）</p> <p>平成 21 年 2 月に、知事から各病院の経営形態の変更などを内容とする「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)」が示され、現在この基本方針(案)について議論を深め検討を進めるため、「病院の姿」可能性詳細調査等が行われている。</p> <p>病院事業庁においては、基本方針が決定された際には、その具体化に向けた対応策を盛り込んだ「新たな経営計画」をすみやかに策定されたい。</p> <p>また、不断の経営改善に努めるとともに、関係機関との連携により医師等の確保を図り、安定的な医療の提供を行われたい。</p>	<p>県立病院の役割・機能や経営形態等について「病院事業の在り方検討委員会」から平成 20 年 9 月に答申が出され、平成 22 年 1 月には県議会に対して「県立病院改革に関する基本方針」が示されたところです。</p> <p>新たな経営計画については、「県立病院改革に関する基本方針」にかかる議論を踏まえた上で、策定作業に着手したいと考えており、平成 22 年度は、平成 21 年度の取組を総括した上で、「当面の運営方針（平成 22 年度）」としてとりまとめました。</p> <p>引き続き、医師・助産師及び看護師の確保と定着を図ることで、地域医療体制の維持や医療の質の向上に努めてまいります。</p>

検討予定

該当ありません。

取り組んでいない

該当ありません。

(参考)

2 行政監査「重点事業」

(1) 対象重点事業別の意見に対する改善状況

対象重点事業名	主 担 当 部	指 摘 項目数	概 対 済	ね 対 済	改 善 に 着 手	検 討 に 着 手	検 討 予 定	取 り 組 ん で い ない
元気1 「人間力」の向上/みえの人づくり	教 育 委 員 会	3			3			
元気5 地域の資源を活用した産業振興	農 水 商 工 部	1				1		
くらし1 「いのち」を守るみえの防災対策	防 災 危 機 管 理 部	3	1		2			
くらし3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり	生 活 ・ 文 化 部	1				1		
くらし4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備	警 察 本 部	1					1	
くらし5 安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備	健 康 福 祉 部	2				1	1	
くらし6 児童虐待への緊急的な対応	健 康 福 祉 部	1				1		
くらし7 地域医療体制整備の促進	健 康 福 祉 部	3			1	1	1	
くらし10 不法投棄等の是正・防止対策の推進	環 境 森 林 部	1				1		
絆3 みんなで進める三重の景観づくり	県 土 整 備 部	1			1			
絆4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備	県 土 整 備 部	1				1		
11重点事業	8部	18	1		7	7	3	0
	構成比	100.0	5.5		38.9	38.9	16.7	0.0

(注) 「概ね対応済み」:改善を終えたもの、改善が確実に見込まれるもの。

「改善に着手」:改善に取り組み、引き続き改善しているもの。

「検討に着手」:改善に向けて検討がなされているもの。

「検討予定」:これから改善に向けて検討しようとしているもの。

「取り組んでいない」:監査結果の対応する取組がなされていないもの。

(2) 取組状況(講じた措置)の例

概ね対応済み		
社会像	監査意見の概要	取組状況(講じた措置)の概要
<p>くらし1 「いのち」を守るみえの防災対策</p>	<p>多様な主体による自助・共助の取組に対する支援 県のモデル事業により構築された多様な主体によるネットワークが地域特性に応じた活動に取り組みつつある。未構築地域でネットワークの構築促進に努めるとともに、継続した活動に対して引き続き支援されたい。</p>	<p>既設の地域防災ネットワークに対し、地域のニーズ特性に応じた問題点の検証・活動支援を行うとともに、桑員地区での新規ネットワークの構築についての支援を三重大学と連携し行ないました。</p>

改善に着手		
社会像	監査意見の概要	取組状況(講じた措置)の概要
<p>元気1 「人間力」の向上/みえの人づくり</p>	<p>特別支援学校高等部卒業生進学及び就労率の向上 特別支援学校高等部卒業生進学及び就労率が前年度より下回っているの で、生徒の適性と職種のミスマッチの解消等を図り、卒業生の進学及び就労率の向上に努められたい。</p>	<p>校内や市場、地域イベント会場等における体験的な活動や様々な人とのかかわりを通して、具体的な仕事内容の理解及び働くことへの意欲・関心を高めることができました。 事業所における実習訓練を教育課程の自立活動等に位置づけ、学校での授業内容と事業所での実習訓練の内容との相互の関連の強化を図りました。 労働等関係機関との連携強化と幅広い業種の事業所雇用の開拓に努めたことにより就労率が向上しました。</p>
<p>絆3 みんなで進める三重の景観づくり</p>	<p>計画的な事業の進捗 県管理道路の景観整備については、計画見直しにより構成事業の目標達成率が低いものがあるので、今後、事業の進捗について配慮し、計画的な整備を行われたい。</p>	<p>県道伊勢磯部線(伊勢市)で実施しているアクセス道路景観整備事業については、防護柵、照明灯の更新は完了しており、平成22年度に歩道舗装等を施工し、事業完了の見込みです。 県道烏羽松阪線(伊勢市)で実施している無電柱化推進事業については、電線共同溝本体工事の着手に必要なガス管、下水道管の地下埋設物の移設を完了し、事業を進めています。</p>

検討に着手

社会像	監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
<p>元気5 地域の資源を活用した産業振興</p>	<p>地域の資源を活用した産業振興 重点事業の数値目標において平成20年度実績が目標を下回っている。今後、産業振興を図るため、市町、関係団体等と連携し、国の施策の活用や県が新たに組成する「みえ農商工連携推進ファンド」による支援に取り組みながら、中小企業の高度化、高付加価値化等を促進されたい。</p>	<p>中小企業者と農林水産業者が連携する取組を促進するため、県内8地域金融機関の協力を得て平成21年11月に「みえ農商工連携推進ファンド」を組成し、連携体を取り組む新商品開発等を助成する制度を新設し、3件の連携体事業を採択しました。 「オンリーワン企業育成プログラム事業」等により、中小企業127社の高度化計画や経営革新計画等の策定を促進し、新商品・新技術開発等を支援しました。</p>
<p>くらし3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり</p>	<p>交通安全活動指導員の育成・支援 高齢者等交通弱者に対する交通安全意識の啓発活動を推進するため、ボランティアである交通安全活動指導員が継続的で幅広い活動が行えるよう育成・支援されたい。</p>	<p>交通安全活動指導員育成研修を受講した指導員への交通事故の情勢、道路交通法の改正、指導員活動の実績等の情報提供資料を送付するとともに、県民センター単位で交通安全活動指導員会議等の場を設定し、指導員の活動に対する意見等の集約を実施しました。 平成21年度から新たに指導員の交通安全活動の参考としてもらうため、交通安全教育指導員活動発表会を開催しました。</p>
<p>くらし10 不法投棄等の是正・防止対策の推進</p>	<p>不法投棄事案等の是正と未然防止 住民の安全・安心の確保のため、産業廃棄物不適正処理事案についてその是正に取り組むとともに、関係機関と連携し、より一層監視・指導の強化を図り、新たな不法投棄の未然防止に取り組まれたい。</p>	<p>不適正処理事案について、原因者に対する措置命令の履行指導を行うとともに、行政代執行による環境修復等を適切に進めました。 新たに2つの民間事業者と情報提供協定を締結し、監視の目を増やすとともに、緊急雇用対策事業を活用し、民間警備会社に休日及び早朝の監視パトロールを委託するなど不法投棄の未然防止及び早期発見に努めました。</p>

検討予定		
社会像	監査意見の概要	取組状況（講じた措置）の概要
くらし4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備	<p>凶悪犯罪等の検挙率向上及び地域における犯罪抑止</p> <p>県民に不安を与える凶悪犯罪等の徹底検挙に取り組んだ結果、凶悪犯の検挙率が向上している。引き続き、凶悪犯罪等の徹底検挙や、関係機関との連携を密にして地域における犯罪抑止力の向上に取り組み、「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向けた取組を推進されたい。</p>	<p>犯罪抑止の最前線拠点・捜査支援システムの整備、交番機能の強化など治安基盤の整備を図るとともに、これら基盤を活用した情報の分析、パトロール活動の強化など、犯罪の抑止、検挙の向上への取組を推進しました。</p> <p>地域住民や自主防犯団体等にタイムリーな犯罪分析情報を提供するとともに、協働パトロールを実施するなど、地域における犯罪抑止対策を推進しました。</p> <p>しかし、平成21年中の凶悪犯の認知件数は89件（前年比+4件）、検挙率70.8%（前年比-17.4ポイント）で、コンビニ等を対象とした強盗事件が55件（前年比+16件）と、大幅に増加したことなどから目標値79%を達成できませんでした。</p>
くらし5 安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備	<p>放課後児童クラブや特別保育の実施促進</p> <p>市町がニーズ調査等を行い定めた目標値をもとに、県が策定した「三重県次世代育成支援行動計画」（平成17年度～21年度）の中で県全体の目標値を設定し、進捗状況を確認している。しかし、目標値を達成しておらず、また、全国的にみて低位であるものがあつた。</p> <p>今後、地域の実情をふまえて、市町と連携し一層事業の促進を図られたい。</p>	<p>放課後児童クラブ促進のため、市町や関係者向け研修会を実施するとともに、市町を訪問し地域の実情やニーズ等をふまえ今後の取組方法について検討を行いました。</p> <p>特別保育促進のため、市町からヒアリングをし、取組状況の把握やその検証を行い、今後の取組について市町とともに検討を行いました。</p>
くらし7 地域医療体制整備の促進	<p>がん対策の推進</p> <p>がん対策について、県は、がん検診の重要性に関する普及啓発や地域がん登録等の事業を市町や医療機関等の関係機関と連携・協働し、主体的に推進されたい。</p>	<p>各市町と各種普及啓発（がん啓発資料配布、マンモグラフィ体験、検診受診率向上キャンペーン）を実施しました。</p> <p>また、医療機関と地域がん登録に向けたワーキンググループを設置しました。</p>

取り組んでいない

該当はありません。